

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月二十六日付けで西伯郡大山町豊房二〇四六番地六九三好武男ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(岩伏地区道路等補修)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(岩伏地区道路等補修)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十一月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場、名和町役場及び中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年五月二十五日 鳥取県指令受都計第百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市杉崎字土手ノ内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡郡家町大字宮谷二六三番地 田中範雄

鳥取県告示第五十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年十一月九日 鳥取県指令受都計第六百七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市富安一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町一丁目一七二番地

大成電機工業株式会社

取締役社長 近藤 弘

教育委員会告示

鳥取県教育委員会第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年十一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十年十一月二十九日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和50年11月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和51年1月20日現在において年齢18歳以上の者で、食品衛生法施

行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する者

2 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和51年1月7日から昭和51年1月10日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理師試験

(イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(ロ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

(ハ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の所轄保健所の長の証明書)

イ ふぐ調理師試験

(イ) 履歴書

(ロ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

(ハ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和51年1月20日 午前10時から12時まで

(2) 実地試験

米子及び根雨保健所管内の受験者

昭和51年1月21日 午前10時から

倉吉保健所管内の受験者

昭和51年1月23日 午前10時から

鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者

昭和51年1月22日 午前10時から

4 試験場所

(1) 筆記試験

米子及び根雨保健所管内の受験者

米子市西福原 米子保健所

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城 中部総合事務所

鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館(五階)

(2) 実地試験

米子及び根雨保健所管内の受験者

米子市勝田町一丁目 鳥取県立米子東高等学校

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城 倉吉保健所

鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館内

鳥取市働く婦人の家(五階)

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

- ア 衛生関係法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品衛生学
- エ ふぐ処理の実施（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）
- オ ふぐ調理師試験

イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

- イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
- ウ ふぐ調理の実施（毒性臓器の鑑別を含む。）

6 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 1,500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙
はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

- (1) 筆記試験
受験通知、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験

- 受験通知、白衣、^{ぼうし}帽子、耐水性のはきもの及び白帽又は三角きん
- 8 合格者の発表
実地試験の終了後15日以内に所轄保健所に掲示する。